

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

第1 監査の請求

1 請求人

さいたま市 川 島 浩

さいたま市 吉 田 一 郎

2 請求書の受付

平成24年6月5日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

埼玉県知事は、特定非営利活動法人ほっとポット（以下、ほっとポット）に対して平成23年度ホームレス自立支援団体活動費として平成23年8月30日付けで補助金200,000円の交付を決定した。（第1号証）

埼玉県知事は、ほっとポットに対して平成23年度ホームレス自立支援団体活動費として平成24年3月26日付けで補助金200,000円の確定をした。

（第2号証）

当該補助金の交付の決定及び確定は、以下の理由によって不当であり、埼玉県に200,000円の損害が生じている。

ほっとポットが提出した「平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書」（第3号証）を認めたことは、以下の各理由によって不当である。

(2) 請求の理由

ア 食事会の消耗品と称して計上している食材費

「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」（第6号証）（別表）「ホームレス自立支援団体活動費補助金対象経費算定の基準」の食糧費に次のように定められている。

【定義】会議、行事等の際の飲食の費用をいう。

外部との打ち合わせ会議等に係るもので、茶菓を限度とする。

*1 外部参加の有無を問わず、懇親会・親睦会などの食糧費は認めない。

食事会の消耗品と称して計上している食材費（茶菓を含む）は、事実上の食料費であり不当である。よって消耗品と称して計上している食材費94,755円は、不当な支出である。（第4号証）

事業経費 310,212 - 94,755 = 215,457となる。

補助基準額は、事業経費×2/3（千円未満切捨）であり、

$215,457 \times 2/3 = 143,638$ 千円未満切捨し、143,000円となる。

補助基準額は、143,000円である。

確定額200,000円 - 補助基準額143,000円 = 57,000円となる。

従って、57,000円の返還額が発生する。

イ 人件費について

23年度ほっとサロン職員給与証明書(第5号証)によれば、11回の食事会の人件費として211,200円の事業経費を計上している。

1回の食事会の人件費として、3人×時給800円×8時間として計上しているが、「ほっとサロン ボランティア スタッフ大募集」(第7号証)によれば、時間帯：10時から15時頃とあり5時間である。また平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書(第3号証)2 事業の成果によれば「ボランティアも平均4～5人程度参加がある。」としている。食事会の参加人数は30～39人である。調理中の写真によると10名前後で調理している。8時間の勤務時間が、事実かどうか疑わしい。さらに、交通費の請求が計上されていない。

ウ 物資提供について

そもそも当該補助事業は、「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」第3条ただし書きに反しており交付の決定が、不当である。第3条ただし書きには、「物資の提供を主目的とする事業、無料低額宿泊事業(社会福祉法第2条第3項第8号)の運営及びそれに付随する事業は対象としない。」とあり当該補助事業は、食事会の経費であり事実上の物資提供である。

よって、当該補助事業への補助金200,000円の支出は不当である。

エ 平成22年度ホームレス自立支援団体活動費補助金に関する疑義

すでに監査請求の期間は過ぎたが、特定非営利活動法人ほっとポットの補助金実績報告書(第8号証)について疑義があり付記する。

- ・交付決定以前(平成22年8月11日付け)の支出が計上されている。
- ・食事会の消耗品と称して計上している食材費(茶菓を含む)は、事実上の食料費であり不当である。
- ・人件費 2人×8,500円×11回 187,000円とあるが、8500円の根拠が不明である。1時間当たり800円ならば、10.625時間という不思議な勤務時間である。
- ・そもそも当該補助事業は、「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」第3条ただし書きに反しており交付の決定が、不当である。第3条ただし書きには、「物資の提供を主目的とする事業、無料低額宿泊事業(社会福祉法第2条第3項第8号)の運営及びそれに付随する事業は対象としない。」とあり当該補助事業は、食事会の経費であり事実上の物資提供である。よって、当該補助事業への補助金の支出は不当である。

(3) 求める措置

監査委員は埼玉県知事に、社会福祉課 医療保護・ホームレス対策担当を通じてほっとポットに対して、交付された補助金200,000円を返還するよう勧告して下さい。

ほっとポットから補助金の返還がおこなわれなかった場合は、埼玉県知事ないし社会福祉課 医療保護・ホームレス対策担当職員が弁償するよう勧告して下さい。

その他必要と思われる措置。

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

第2 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求において請求人から摘示のあった事項を中心に、平成23年度において特定非営利活動法人ほっとポットに対して交付された、ホームレス自立支援団体活動費補助金の支出について監査の対象とした。

ただし、本件請求にある「人件費について」のうち「さらに、交通費の請求が計上されていない。」については、県の支出が伴っていないことから住民監査請求の対象とならない。

また、「平成22年度ホームレス自立支援活動費補助金に関する疑義」については、法第242条第2項に抵触するので監査対象から除外した。

2 監査対象機関

福祉部社会福祉課

3 陳述の実施

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成24年7月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人2名から陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき社会福祉課職員が立ち会った。

また、同日、社会福祉課職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

県からほっとポットというNPO団体に出ているホームレス自立支援団体活動費補助金が継続して毎年20万円出ている。

これは明らかに要綱に違反しているずさんなものである。単純に飲食費は認めないと要綱で決まっているのにもかかわらず、食事会を開いてその食材を提供している。要綱でも親睦会とかそういうものでも茶菓を限度とすると定められているが、食事のための材料がいろいろ提供されているので明らかに違反している。

人件費について、ほっとポットのホームページでは食事会のボランティアスタッフ募集ということで10時から15時までと呼び掛けているのにもかかわらず、毎回、毎回8時間分の人件費を補助金の請求に計上している。これは審査もきちんとしていないのではないかと思う。

ほっとポットという団体自体にも非常に問題がある。この団体はホームレス、生活困窮者の方を支援する活動している。その掲げている理念は私は重要で大切なものだと思うが、県内各地、東京の方にも出かけて行って、ホームレスに生活保護の申請を促す。そして窓口で生活保護の申請をし、その際に生活保護の申請同行支援ということで42,000円の料金を取っている。

ほっとポットのホームページをみると申請、請求不服申し立て等もやると書いてある。これは行政事務を超えて法律事務に関わることではないか。要するに非弁行為に当たるのではないか。非常に法律的に問題のある事業である。

そして生活保護が下りた場合、ほっとポットが運営しているグループホーム又はシェアハウスへ元ホームレスを住まわせている。家賃は47000円、さらに毎月1万円づつ共益費を取る。合計57,000円。一軒家に5人一緒に住まわせている。計算すると285,000円一軒に対し収入がある。

この一軒家を8万円から9万円で借りている。要するに、グループホームやシェアハウス一軒につき20万円の粗利を得ている。こういったものを一時は20軒、今は15軒運営している。そして莫大な利益をあげている。これは典型的な貧困ビジネスというものではないか。

新しい公共のあり方、今後、NPOと協働していこう、行政だけでは今の複雑になってきた社会福祉や行政サービスに対応しきれない。NPOと協働していこうという考え方が今、特に民主党政権になって強まっていると思う。

私が懸念するのは、行政であれば責任を持ってやるし、何か問題があれば監査請求とか議会で責任を追及されたりするが、NPO等になると見えなくなってしまう。

そういった意味で県の方にも行政の方にもしっかり補助金、特にお金の問題に関しては血税を使うわけなので、しっかりとチェックしていただきたい。

補助対象の中に消耗品として計上している経費があるが、事務用品の消耗品というのならわかるけれども、中身をよく見てみると食材費で食べ物の消耗品でありこれはおかしい。実態は食料費ではないか。

補助金交付要綱の算定の基準には「外部参加の有無を問わず、懇親会・親睦会などの食糧費は認めない。」と明らかに書いてある。また、参加者はほっとポットが運営するグループホームやシェアハウスの人々で、そういう人たちの内部の集まりであるので親睦会としてのニュアンスが非常に強いと思う。内輪で飲み食いする分に対する支出ではないかと疑問に思う。

(2) 執行機関の陳述の要旨

ホームレス自立支援団体活動費補助事業は、ホームレスの人たちの自立支援活動を行う特定非営利活動法人、すなわちNPOに対し、1団体20万円を上限に活動費を補助するものである。

これまで食事会による交流事業のほかにも、農作業を通してホームレスの自立を支援するモデル農園づくり事業やホームレスに対する入浴等の社会生活支援サービスの提供事業なども対象としている。

これらの事業により、ホームレスの生活状況の改善、自立意欲の向上、精神疾患など対人関係が厳しい状態となったホームレスの社会参加、人との付き合いの促進等が図られている。

ほっとポットの事業について申し上げる。

まず、食材費については、この事業はホームレスから脱却した人、脱却しようとしている人の自立を支援するために、月に1回集まって参加者と一緒に料理教室として、食事をしながら相談に乗ったり、集まった人達の交流を図って社会性を身につけてもらうものである。ホームレスには社会性が伴っていない人が多く、ゴミ出しの日が守れなかったり、近所の人とトラブルになったり等のケースがあり、それに対応する一つのツールとして食事会を行うもので、単に集まった人に食事を提供するだけの事業ではない。そのため、食材費は事業のための材料費であり、行事の際の飲食の費用ではない。

県の出納の審査事務の手引きでも「実習・料理講習等の材料品は消耗品費に当たる」

と記載されている。食材費は消耗品費と判断しうるものであり、適切な支出であり、従って確定額が変動することはなく、返還額も発生しない。

次に、人件費については、請求人が主張する「ほっとサロンボランティアスタッフ大募集」で募集したスタッフはすべてボランティアで無給であるので、当該人件費の対象ではない。

人件費の対象となっている3人はいずれもほっとポットが雇用しており、当日は本事業の専従で、準備とかたづけ及び食事後の参加者の悩み相談を含めて9時から実労働時間8時間の勤務をしている。

次に、物資提供については、本事業は、ホームレスから脱却した人、脱却しようとする人の自立を支援するために、月に一度集まって参加者と一緒に料理を作ったり、食事をしながら相談する交流事業であり、単なる宴会とか物資提供を主目的とする事業とは違う。また、宗教団体等が行う炊き出しとは明らかに違う。したがって、補助対象事業であり、適正な支出である。

事業の効果については、本事業には毎回30人以上の参加者があり、交流の場として定着しており、地域でのコミュニケーション等の自立に必要な生活や人と人とルールとか話し方のトレーニングする場として役立っている。

4 監査の実施

社会福祉課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成24年7月3日に監査を実施した。

(1) 監査の視点

本件請求の監査に当たっては、まず、平成23年度において実施された、ほっとポットに対する補助の経緯について確認する。

その上で、監査対象事項について「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)及び(別表)「ホームレス自立支援団体活動費補助金対象経費算定の基準」(以下、「算定の基準」という。)に適合するか否かを確認する。

(2) 事実関係の確認

ア 平成23年度ほっとポットに対する補助の経緯

平成23年度において、ほっとポットからほっとサロン事業(以下、「本事業」という。)の実施について平成23年8月12日付でホームレス自立支援団体活動費補助金の交付申請があり、同年8月30日に平成23年度交付決定通知書が出されている。

その後、平成24年3月19日に平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書(以下、「実績報告書」という。)が提出され、同年3月26日に補助金の額200,000円の確定が行われている。

イ 食材費について

本件請求における食材費は、実績報告書の4「事業の収支明細」において消耗品として計上されている。

県は、実績報告書に添付された領収書により、これらの食材はほっとポットがホームレスの自立支援活動として実施する食事会において、実習、訓練として行われている調理の材料として認めている。

なお、消耗品費は「算定の基準」に定めはないが、県は欄外の「その他、事業の実施に必要な経費として具体的に明示されるものについては、必要性を判断のう

え、実費を上限として算定する。」に該当するとして認めている。

ウ 人件費について

県は以下のとおり確認して補助対象とした。

「ほっとサロンボランティアスタッフ大募集」で募集した5時間勤務のスタッフはすべてボランティアであり、無給であるので当該人件費の対象ではないこと、また、本事業においてアルバイト等は雇っていない。

従って、人件費の対象となっている3人はいずれもほっとポットが雇用している職員であり、当日は本事業の専従で、準備と片付け及び食事後の参加者の悩み相談を含め、9時から実働時間8時間の勤務をしている。

なお、ほっとポットが雇用する職員であるならば、「算定の基準」の人件費にある「*団体の通常の運営に関する人件費は、認めない。」に抵触するか否かの疑義が生じる。

この点について県から、ここでいう「団体の通常の運営に関する人件費」とは団体の総務や経理など管理部門の人件費を想定しており、事業の実施に係る人件費は補助対象としている。ほっとポットには正規職員が5人いて、うち3人が本事業に携わったことを確認しているとの説明があった。

エ 物資提供について

県は、本事業はホームレスから脱却した人、脱却しようとする人の自立を支援するために、月に1度集まって参加者と一緒に料理を作ったり、食事をしながら相談する交流事業であり、単に集まった人に食事を提供するだけの事業ではない。従って、「交付要綱」第3条にある「物資提供を主目的とする事業」には該当しないと判断して補助対象とした。

ところで、請求人から提出された第7号証によると、この食事は「地域での孤立化防止、人との交流や仲間作りを目的とした活動」となっている。

また、食事は毎月一回10時から15時まで開催されているが、そのうち会食は概ね12時から13時までであり、その他は食事の準備、調理や後片付け等の実習・訓練や訓練を通じた交流、また、相談の時間に充てられていることを確認している。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

1 監査対象事項に対する判断

- (1) 県は、食材費を消耗品として「算定の基準」欄外の規定の対象としているが、その判断に明確な裁量権の逸脱があるとは認められない。
- (2) 人件費について、実績報告書にある者はボランティアではなく、ほっとポットの職員である。
- (3) 第7号証による食事会の目的、また、食事会のタイムスケジュール等から、この事業の内容は会食を含む訓練、交流、相談であり、これを「物資提供を主目的とする事業」と明確に断定することはできない。

従って、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

2 意見

本件請求に対する判断は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

監査の過程において、「交付要綱」の運用に裁量の余地が大きく、県民から見て分かりにくい点が見受けられた。

下記の点について「交付要綱」の見直しを行った上で、平成24年度のホームレス自立支援団体活動費補助金の執行に当たること。

記

- (1) 食事会の食材費など事業実施に必要と認められる経費については、可能な限り「算定の基準」の「経費の種類」に定め、欄外の適用は最小限にとどめること。
- (2) 「算定の基準」の人件費について、「団体の通常の運営」の対象が明確になるよう改善すること。
- (3) 「交付要綱」第3条ただし書き中の「物資提供を主目的とする事業」の内容があいまいなので明確になるよう改善すること。

ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第 1 条 ホームレスの自立を支援するため、特定非営利活動法人が行う、ホームレス自立支援事業(以下「支援事業」という。)に要する活動経費に対し、県は予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

- 第 2 条 県内に事務所を有し、県内で活動している特定非営利活動法人とする。

(補助対象事業)

- 第 3 条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、物資提供を主目的とする事業、無料低額宿泊事業(社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号)の運営及びそれに付随する事業は対象としない。
- (1) ホームレスの自立に有効と認められる事業
 - (2) 県民のホームレスに関する理解を促進する事業
 - (3) ホームレスを支援する活動を助長する事業
 - (4) 上記以外に、特に知事が必要と認める事業

(補助対象経費)

- 第 4 条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費とし、別表に定める基準に基づいて算定するものとする。ただし、国庫補助金、他の県補助金等、この補助金以外の公的補助金の対象となる経費、不動産の購入又は賃借に要する経費を除く。

(補助額等)

- 第 5 条 前条の経費に対する補助額は、補助対象経費の 3 分の 2(千円未満切り捨て)とし、1 団体 20 万円以内とする。

(申請書の様式等)

- 第 6 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定める。

(記載事項)

- 第 7 条 規則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 規則第 4 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項
 - (2) 事業実施により予定している収入の有無及びその内容
- 2 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 補助金を申請する会計年度の団体の収支予算書、事業計画書
 - (2) 団体の定款
- 3 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第 8 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

(補助事業の内容の変更等に係る様式)

第 9 条 補助事業者は、規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づいて知事の承認を受けようとするときは、様式第 3 号の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第 11 条 規則第 13 条の報告書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(添付書類)

第 12 条 規則第 13 条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施期間の属する会計年度の収支決算書、事業報告書
- (2) 事業の成果物、写真、その他事業に関する資料

2 補助対象事業を実施する団体の会計年度の途中である等止むを得ない理由により、前項第 1 項に規定する収支決算書を提出できない場合には、その理由及び提出予定年月日を記載した書類を添付しなければならない。

(補助対象事業の実施期間)

第 13 条 補助対象事業の実施期間は、毎会計年度の 2 月末日までとする。

(報告書の提出時期等)

第 14 条 規則第 13 条の報告書の提出時期は、補助事業の完了(補助事業の中止又は廃止の場合を含む。) 後 15 日以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第 15 条 規則第 14 条の補助金の額の確定通知は、様式第 5 号により行うものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第 16 条 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は事業完了(当該財産取得) 後 5 年間とする。

(処分制限財産の指定)

第 17 条 規則第 19 条第 2 号に規定する知事が定めるものは、備品とする。

(書類の整備等)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(要領への委任)

第 19 条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 11 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。

(別表) ホームレス自立支援団体活動費補助金対象経費算定の基準

経費の種類	定義及び算定の基準
旅費交通費	<p>【定義】旅行に要する、交通費等及び宿泊費とする。</p> <p>交通費等</p> <p>ア 交通機関利用 実費を上限 (電車、バス、タクシー等)</p> <p>イ 自家用車等利用 走行距離 1 km × 15 円で算出した額を上限</p> <p>ウ 有料道路代、駐車場代 実費を上限 宿泊費 実費を上限 (1 万円を限度)</p> <p>* 1 県外出張及び宿泊を伴う出張は、必要最低限に限り認める。 * 2 日当、雑費等などの諸経費は旅費とは認めない。</p>
講師謝礼	<p>【定義】講演会、講習会等における講師への謝礼金をいう。</p> <p>以下の金額を 1 時間当たりの上限とする</p> <p>大学・研究機関の職員等 10,000 円 民間人等 20,000 円 内部職員等 (代表者除く) 8,000 円</p> <p>* 1 事業を実施する団体の代表者及び県職員への謝礼は、認めない。 * 2 車代などの名目で支払う実費を超える交通費等の支払いは、講師謝礼とみなす。</p>
人件費	<p>【定義】団体の職員・アルバイトなどに支払われる給与等をいう。 アルバイトは、時給 800 円を上限とする。</p> <p>* 団体の通常の運営に関する人件費は、認めない。</p>
食糧費	<p>【定義】会議、行事等の実施の際の飲食の費用をいう。</p> <p>外部との打ち合わせ会議等に係るもので、茶菓を限度とする。</p> <p>* 1 外部参加の有無を問わず、懇親会・親睦会などの食糧費は認めない。 * 2 参加者から茶菓代、弁当代など実費徴収する場合は、その収入は補助事業実施による収入には含めない。参加料などに実費徴収が含まれる場合は、参加料の内訳を明らかにすること。</p>

経費の種類	定義及び算定の基準
印刷製本費	<p>【定義】外注する印刷物の作成費用をいう。 2人以上から見積書を徴し、安価な額を算定する。</p> <p>* 印刷物を作成費用の実費を超える価格で販売する場合には、印刷製本費を補助対象外経費とする。(負担金的な要素を含む資料代を除く)</p>
備品購入費	<p>【定義】比較的長期間の使用に耐えうる物品で、購入額2万円以上のものをいう。 定価ではなく、実際の購入額で算定する。</p> <p>* 備品について事業に対する必要性がない場合には、補助対象外経費とする。</p>
雑費	<p>【定義】事業実施に必要となる種々の細かな経費をいう。 補助対象経費の5%を上限とする。</p> <p>* 雑費は、その性質上経費の積算をすることが困難な費用であるので、交付申請の際、積算根拠は不要とする。</p>

その他、事業実施に必要な経費として具体的に明示されるものについては、必要性を判断のうえ、実費を上限として算定する。

埼玉県職員措置請求書

本文第1の3「請求の内容」のとおり。

事実証明書（内容略）

- 1 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金交付決定通知書
平成23年8月30日付
- 2 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金確定通知書
平成24年3月26日付
回議・合議書平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金の確定について
回議・合議書ホームレス自立支援団体活動費補助金の交付決定について
- 3 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書の一部
- 4 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書に添付された領収書
- 5 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書に添付された人件費の部分
- 6 「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」
- 7 「ほっとサロン ボランティア スタッフ大募集」及び「ほっとサロンゆうのご案内」のチラシ
- 8 平成22年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書ほっとポット

以下の資料は、陳述時に提出があった。

- 1 平成24年6月28日の産経新聞の記事

以上